

■p. 52 No. 4 (2) 解説

以下のとおり訂正いたします。

「(2) 妥当でない。簡易型車載撮影装置は、「警ら用無線自動車の街頭活動時における事件事故の採証及び適正執行務の担保等を行う」目的で導入されたものである。したがって、簡易型車載撮影装置が「街頭犯罪の防圧検挙等を目的とした採証用映像記録装置である」とする枝文は妥当でない。なお、エンジン始動と同時に録画が開始され、映像記録は、24 時間で上書きされる。」

■p. 52 No. 4 (3) 問題・解説

以下のとおり訂正いたします。

問題枝文

「(3) 警視庁警察手帳規程に基づき、警察手帳の名刺入れの中には名刺 1 枚以上を収納しておかなければならない。」

解説枝文

(3) 妥当。枝文のとおり。

■p. 191No. 30 (1) 解説

解説文を以下のとおり、訂正いたします。

「妥当でない。立番が連続 2 時間にわたる場合及び所外活動直後の立番は見張りに変えることができる。なお、平成 28 年 11 月 4 日地域部長通達乙「交番勤務員等の効果的な配置運用による積極果敢な地域警察活動の推進について」が新たに発出され、「管下一斉立番実施時間帯に交番相談員が配置されている場合は、交番相談員が実施することができることになった。この場合において、地域警察官が書類整理等の必要があるときは、在所活動を行うことができる。」こととされた。」

■p. 191No. 30 (2) 解説

誤：妥当でない。

正：妥当。

下 2 行

誤：都民応接の視点から、非通知ではなく、通知発信にする。

正：可能な限り非通知発信にする。

この訂正に伴い、正解枝文を（２）から（１）へ変更いたします。

■ p. 242 No.31（４）解説

（４）の解説文を以下の文に差し替えます。

「妥当でない。共産党は、党員が効率よく党の思想を学ぶために独習指定文献という制度を採用し、読むべき文献を指定していたが、2004年、変動する政治情勢に対応することを理由に、当該制度を廃止した。」